人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配（以下この条において「現物分配」という。）に、「適用年度開始」を「基準日から当該適用年度開始」に、「を含む連結事業年度（当該前日」を「までの期間内の日を含む各連結事業年度（当該期間内の日」に、「調整対象年度」を「調整対象前年度」に改め、「第十項に規定する」及び「（以下この項において「移転給与等支給額」という。）」を削り、同号ロ中「適用年度」を「基準日から適用年度」に、「を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。ロにおいて「調整対象前年度」という。）について」を「基準日から当該分割等の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。ロにおいて「調整対象年度」という。）について」に、「調整対象前年度に係る」を「各調整対象年度に係る」に改め、同項第二号中「（次号に掲げる法人に該当するものを除く。以下この号において同じ。）」を削り、「調整対象前年度ごとに」を「各調整対象年度ごとに」に、「調整対象前年度に係る給与等支給額と」を「各調整対象年度に係る給与等支給額に」に、「との合計額」を「を加算する。」に改め、同号イ中「に限る」を「とする」に、「の適用年度開始」を「の基準日から当該適用年度開始」に、「を含む連結事業年度（当該前日」を「までの期間内の日を含む各連結事業年度（当該期間内の日」に、「当該事業年度」を「当該事業年度とし、当該分割承継法人等が未経過連結親法人又は未経過連結子法人に該当する場合には基準日から当該分割承継法人等の設立の日の前日までの期間を当該分割承継法人等の連結事業年度とみなした場合における当該連結事業年度」を「調整対象年度」に、「調整対象前年度に」を「各調整対象年度ごとに当該各調整対象年度に」に改め、「第九項に規定する」及び「（以下この号及び次号において「月別移転給与等支給額」という。）」を削り、同号ロ中「適用年度」を「基準日から適用年度」に、「を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。ロにおいて「調整対象前年度」という。）を「までの期間内」に、「当該調整対象前年度開始の日」を「基準日」に、「調整対象前年度終了」を「適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）終了」に、「に限る」を「とする」に、「当該調整対象前年度について」を「基準日から当該分割等の日の前日（当該分割等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日）までの期間内の日を含む各連結事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には当該事業年度とし、当該分割承継法人等が未経過連結親法人又は未経過連結子法人に該当する場合には基準日から当該分割承継法人等の設立の日の前日までの期間を当該分割承継法人等の連結事業年度とみなした場合における当該連結事業年度を含む。ロにおいて「調整対象年度」という。）について」に、「調整対象前年度に含まれる」を「各調整対象年度ごとに当該各調整対象年度に含まれる」に改め、同項第三号を削り、同項を同条第九項とし、同項の次に次の四項を加える。

10　前項第二号に規定する月別移転給与等支給額とは、その分割等（分割、現物出資又は現物分配をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る分割法人等の当該分割等の日（当該分割等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日。以下この項及び次項において同じ。）前に開始した各連結事業年度（当該分割法人等の連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度。以下この項及び次項において「連結事業年度等」という。）に係る移転給与等支給額をそれぞれ当該各連結事業年度等の月数（分割等の日を含む連結事業年度等（以下この項及び次項において「分割連結事業年度等」という。）にあつては、当該分割連結事業年度等の開始の日から当該分割等の日の前日までの期間の月数）で除して計算した金額を当該各連結事業年度等に含まれる月（分割連結事業年度等にあつては、当該分割連結事業年度等の開始の日から当該分割等の日の前日までの期間に含まれる月）に係るものとみなしたものをいう。

11　前二項に規定する移転給与等支給額とは、その分割等に係る分割法人等の当該分割等の日前に開始した各連結事業年度等に係る給与等支給額（分割連結事業年度等にあつては、当該分割等の日の前日を当該分割連結事業年度等の終了の日とした場合に損金の額に算入される給与等支給額）に当該分割等の直後の当該分割等に係る分割承継法人等の国内雇用者（当該分割等の直前において当該分割法人等の国内雇用者であつた者に限る。）の数を乗じてこれを当該分割等の直前の当該分割法人等の国内雇用者の数で除して計算した金額をいう。

12　第七項及び第九項に規定する基準日とは、法第六十八条の十五の六第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその各連結子法人ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日をいう。

一　適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この号及び次号において「前連結事業年度等」という。）の月数が当該適用年度の月数に満たない場合で、かつ、当該前連結事業年度等が六月に満たない場合　次に掲げる日のうちいずれか早い日

イ　当該連結親法人又はその連結子法人が当該適用年度開始の日においてその設立の日の翌日以後一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イ及びロにおいて同じ。）を経過していない場合であり、かつ、当該連結親法人又はその連結子法人が当該設立の日から当該適用年度終了の日までの期間内に行われた合併、分割、現物出資又は現物分配（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該設立の日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものとし、その分割、現物出資又は現物分配に係る前項に規定する移転給与等支給額が零である場合における当該分割、現物出資又は現物分配を除く。イ及び第二十一項第一号において同じ。）に係る合併法人又は分割承継法人等である場合（当該設立の日から当該合併、分割、現物出資又は現物分配の日の前日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日。同号において同じ。）までの期間に係る給与等支給額が零である場合に限る。）における当該合併、分割、現物出資又は現物分配に係る被合併法人又は分割法人等の当該適用年度開始の日前一年以内の日を含む各連結事業年度（当該開始の日前一年以内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には当該事業年度とし、当該被合併法人又は分割法人等の設立の日以後に終了した連結事業年度又は事業年度に限る。）のうち最も古い連結事業年度開始の日

ロ　当該適用年度開始の日前一年以内に終了した各連結事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には当該事業年度とし、設立の日以後に終了した連結事業年度又は事業年度に限る。）のうち最も古い連結事業年度又は事業年度開始の日

二　前号に掲げる場合以外の場合　前連結事業年度等の開始の日

13　法第六十八条の十五の六第三項第五号に規定する政令で定めるものは、連結親法人又はその連結子法人の国内雇用者（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者に該当する者に限るものとし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第一項第二号に規定する継続雇用制度の対象である者として財務省令で定める者を除く。第一号及び第二号において同じ。）のうち次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一　適用年度（法第六十八条の十五の六第三項第五号の適用年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）の月数と当該適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この号及び次号において「前連結事業年度等」という。）の月数とが同じ場合　当該連結親法人又はその連結子法人の国内雇用者として当該適用年度及び当該前連結事業年度等の期間内の各月分の当該連結親法人又はその連結子法人の給与等の支給を受けた者

二　適用年度の月数と前連結事業年度等の月数とが異なる場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ　前連結事業年度等の月数が適用年度の月数に満たない場合　当該連結親法人又はその連結子法人の国内雇用者として当該適用年度の期間及び当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各